

公定価格については、施設型給付費、地域型保育給付費、私立保育所の委託費のいずれもその施設の運営に必要な人件費、管理費、事業費の標準的な費用を積み上げて設定している。

施設型給付費及び地域型保育給付費については、用途制限が設けられていない一方、私立保育所の委託費については、その性格に鑑み、一定の用途範囲が定められている。

委託費は、原則として、各施設の人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、一定の範囲に限って充当が認められている。

要件

①最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

⇒当該保育所において、人件費・管理費・事業費間で相互に充当可。人件費、修繕、備品等に係る積立も可

②延長保育、一時預かり、低年齢児の受入れ等の一定の事業を行う場合

⇒当該保育所、同一法人の他保育所において、施設整備、土地・建物の賃借料、これらの借入金償還・積立に充当可
※処遇改善等加算 I の基礎分の範囲内

③決算書の公表、処遇改善等加算 I の賃金改善要件分等を満たす場合

⇒同一法人の他社会福祉施設等に係る施設整備、土地・建物の賃借料、これらの借入金の償還・積立に充当可
※処遇改善等加算 I の基礎分の範囲内

⇒同一法人の他保育所に係る施設整備、土地取得費、土地・建物の賃借料、これらの借入金の償還に充当可
※委託費の 3 か月分の範囲内

この他、前期末支払資金残高を法人本部経費へ充当するためには、都道府県等（社会福祉法人等の場合は理事会）の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内で行う必要がある。

【処遇改善等加算の複数保育所間の配分の取扱い】

○同一法人の他保育所に係る人件費に充当可

※処遇改善等加算 I の賃金改善要件分の範囲内。平成30年度より、処遇改善等加算 II も一定範囲で可。